

市職員の給与などを公表

人事行政の運営の公平性と透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2と狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の給与や職員数、その他人事行政の状況についてお知らせします。

1 職員の給与の状況

●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H22.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	20年度の 人件費率
平成21年度	155,386人	52,405,475千円	1,939,528千円	10,380,695千円	19.8%	23.9%

実質収支とは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額で、人件費率とは歳出額に占める人件費の割合です

●職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成21年度	1,019人	4,444,204千円	1,122,382千円	1,800,683千円	7,367,269千円	7,230千円

職員手当には退職手当を含みません。職員数は平成22年4月1日の人数です

●ラスパイレス指数

区分	一般行政職	技能労務職
平成16年度	97.5	—
平成21年度	100.0	125.9

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

●職員の平均年齢・平均給料月額 (平成22年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
46.7歳	371,900円	51.3歳	365,000円

●職員の経験年数・学歴別平均給料月額(平成22年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	270,233円	315,225円	360,013円
	高校卒	233,600円	283,750円	327,371円

経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数です

●職員の初任給 (平成22年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一般行政職	178,800円	172,200円
行政職	149,800円	140,100円

●職員の給料級別平均年収額(全会計)

区分	級	平均年収額
平成21年度	1級	3,624,085円
	2級	4,382,627円
	3級	6,019,677円
	4級	7,544,827円
	5級	8,346,298円
	6級	9,232,623円
	7級	9,830,672円
	8級	10,428,113円

育児休業者と年度途中の退職者を除く

●一般行政職の級別職員数

(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	-
職員数	19人	33人	117人	202人	133人	71人	10人	9人	594人
構成比	3.2%	5.6%	19.7%	34.0%	22.4%	11.9%	1.7%	1.5%	100.0%

職員数は、狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。税務職、福祉職、教育公務員、消防職、技能労務職および企業職は除かれています

●職員手当の状況(1)

(平成22年4月1日現在)

区 分	内 容	平成21年度	
		年間支給総額	1人当たり 支給年額
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の9%	378,333千円	371,279円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給 税務事務手当、社会福祉業務手当他15種類	15,575千円	15,764円
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合の1人目11,000円) 満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	144,465千円	262,664円
住居手当	借家等居住者...家賃に応じて支給(最高27,000円) 持ち家居住者...5,000円	62,473千円	101,417円
通勤手当	電車等利用者...運賃相当額(最高55,000円) 車等利用者...通勤距離に応じた額(2,000円~22,900円)	63,436千円	75,699円
管理職手当	給料の7%~15%	138,636千円	463,666円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	243,492千円	338,183円

●職員手当の状況(2)

期末手当 勤勉手当	1人当たり平均支給額(平成21年度)1,755千円 (平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分 職制上の段階、職務の級などによる加算措置(5~20%)あり	平成21年度の支給割合は国と同じです。 ()内は、再任用職員に係る支給割合です
	(平成22年4月1日現在) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	
退職手当		市の支給率は県市町村総合事務組合の支給条例に基づくものです

●再任用職員の職種別平均年収額(全会計)

区 分	職 種	平均年収額
平成21年度	事務職	2,514,164円
	技能労務職	2,322,092円

年度途中の退職者を除く

●特別職等の報酬など(1)(平成22年4月1日現在)

区 分	給料月額など	
給 料	市 長	970,000円
	副 市 長	815,000円
	教 育 長	750,000円
報 酬	議 長	510,000円
	副 議 長	460,000円
	常任委員長	450,000円
	議会運営委員長	450,000円
	議 員	440,000円

●特別職等の報酬など(2)

(平成22年4月1日現在)

区 分	手当の支給内容など	
期末手当	市長、副市長、教育長	年間4.4月分
	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員	年間4.15月分
退職手当	算定方式	
	市長...給料月額(円)×在職月数×0.4025	
	副市長...給料月額(円)×在職月数×0.2415	
	教育長...給料月額(円)×在職月数×0.23	
	1期の手当額	
	市長...18,740,400円	
	副市長... 9,447,480円	
	教育長... 8,280,000円	

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年間)勤めた場合の退職手当の見込額です

期末・勤勉手当の削減措置

市長などの期末手当を平成18年4月1日から23年3月31日までの間、市長50%、副市長30%、教育長30%削減しています。

なお、一般職は18年7月1日から21年6月30日までの間、期末・勤勉手当を部長職20%、次長職18%削減しました。また、19年12月1日から21年6月30日までの間、課長職も12%削減しました。